

船舶インシデント調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年12月4日 15時00分ごろ
発生場所	和歌山県串本町潮岬南方沖 潮岬灯台から真方位195° 3.0海里付近 (概位 北緯33° 23.3′ 東経135° 44.0′)
インシデントの概要	プレジャーヨットAUBEは、航行中、主機が停止して始動しなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年1月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット AUBE、9.1トン 260-45558東京、株式会社A'Group ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力36.80kW、回転数 毎分2,907、4気筒、ボア88.0mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、平成19年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、鹿児島県鹿児島市所在のヨットヤードを出航し、神奈川県横浜市所在のヨットハーバーへ向けて機走により回航中、バッテリー電圧低下を示す警報が作動した。</p> <p>船長は、機関室をのぞいて主機の状態を確認したが、異常は見当たらず、主機の回転数を上げたり下げたりしながら航行を続けていたところ、主機の冷却清水高温警報も作動した後、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機を始動しようとしたが、セルモータが回らず、主機を始動できず、バッテリーを使用する航海計器も作動しなくなっていたので、帆走することに不安を感じ、航行不能と判断して118番通報し救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により串本町串本漁港にえい航された。</p> <p>機関修理業者は、本船のえい航後に本船の主機を点検した結果、‘主機によって駆動される発電機（オルタネータ）と冷却清水ポンプに駆動力を伝達するVベルト’（以下「本件ベルト」という。）が破断し、バッテリーが充電されずに過放電するとともに、冷却清水が供給されずに主機が過熱していたことを確認した。</p> <p>船長は、バッテリー電圧低下を示す警報が作動し、主機の状態を確</p>

	<p>認した際、本件ベルトは切れていなかったように見えたが、北からの風浪で船体が大きく揺れていて、確認が十分ではなかったと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、令和4年8月に本船の主機を整備したと聞いていたので、本件ベルトの緩みや破断の有無を確認していなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件ベルトの緩みや破断の有無が確認されずに機走していたところ、本件ベルトが破断した状態で主機の運転が続けられたことから、バッテリーが充電されずに過放電するとともに、冷却清水が供給されず、主機が高温になって停止して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、バッテリー電圧低下の警報が作動し、主機の状態を確認した際、風浪により船体が大きく揺れていたことから、本件ベルトの状態を十分に確認できなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、本件ベルトの緩みや破断の有無が確認されずに機走していたところ、本件ベルトが破断した状態で主機の運転が続けられたため、バッテリーが充電されずに過放電するとともに、冷却清水が供給されず、主機が高温になって停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、バッテリー電圧低下の警報が作動した場合、主機を停止した後、Vベルトの緩みや破断の有無を確認すること。 ・ 長距離を航行するヨットの船長は、航行中、Vベルトの張力を定期的に漂泊等して点検し、必要に応じて張力を調整すること。